

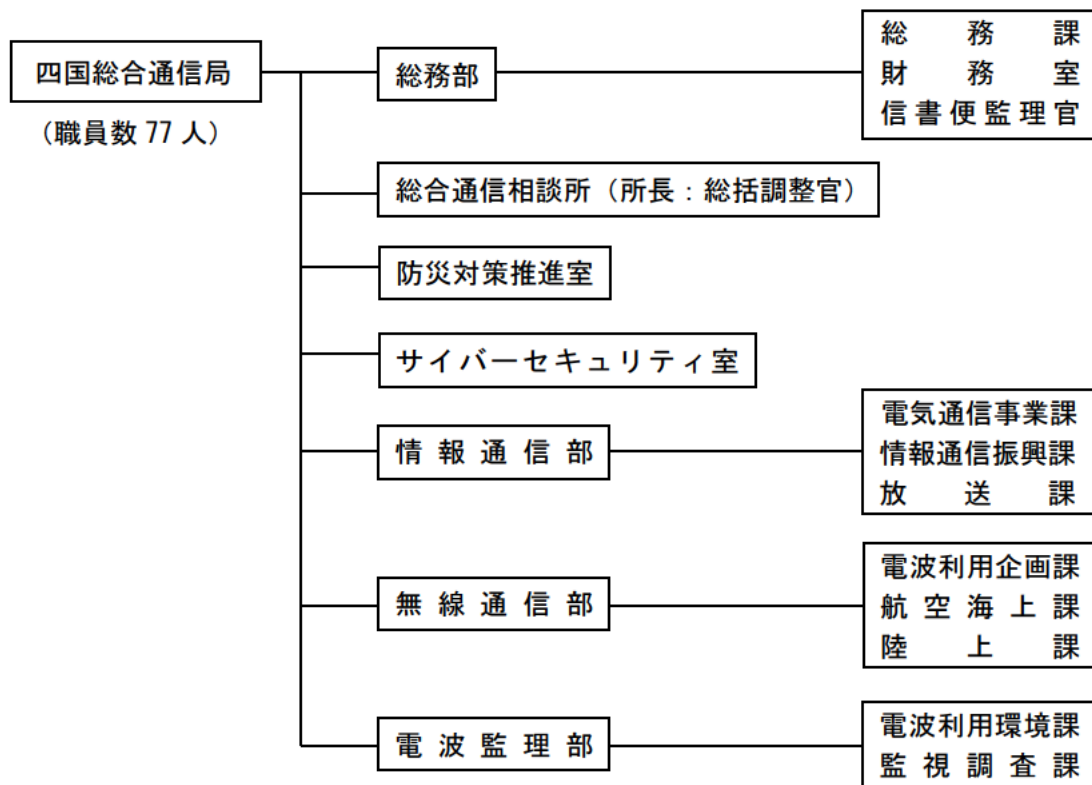
四国総合通信局

〒790－8795 松山市味酒町 2 丁目 14－4

TEL (089)936－5010 FAX (089)936－5007

(ホームページアドレス) <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	総務省設置法第 24 条第 1 項、総務省組織令第 138 条
所 掌 事 務	1 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関する事 2 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する事 3 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する事 4 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関する事 5 日本放送協会に関する事 6 非常事態における重要通信の確保に関する事 7 周波数の割当て及び電波の監督管理に関する事

	8 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること 9 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること 10 電波の利用の促進に関すること 11 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること 12 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること 13 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること 14 信書便事業の監督に関すること 15 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること 16 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務		
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務部 総務課 TEL (089) 936－5005		
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	相談受付内容	担 当	受付電話番号
	情報通信全般に関する行政相談	総合通信相談所	(089) 936－5020
	テレビ・ラジオの受信障害	放 送 課	(089) 936－5030
	不法無線局、混信・妨害	監 視 調 査 課	(089) 936－5051
	電波利用料の納付等	総務課 財務室	(089) 936－5006
	電気通信サービス	電気通信事業課	(089) 936－5042
	アマチュア無線局の免許申請等	陸 上 課	(089) 936－5034
	無線従事者	航 空 海 上 課	(089) 936－5013
	電気通信主任技術者・工事担任者	電気通信事業課	(089) 936－5042
	高周波利用設備	電波利用環境課	(089) 936－5055
	登録点検事業者	電波利用環境課	(089) 936－5055
	電波伝搬障害防止	陸 上 課	(089) 936－5065
	信 書 便 事 業	信 書 便 監 理 官	(089) 936－5031
	・お問い合わせ（FAX）(089) 936－5007 ・ホームページを利用する場合は、専用の（お問い合わせフォーム）をご活用ください。 http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/mail/index.html		